

山梨県公報

第千六百二十三号

平成十七年

十二月一日

木曜日

目次

結核予防法に基づく指定医療機関の廃止(三件).....	八〇五
結核予防法に基づく医療機関の指定(三件).....	八〇六
保安林の指定施業要件の変更(二件).....	八〇六
漁業協同組合の遊漁規則の変更認可.....	八〇七
道路の区域変更.....	八〇八
換地計画の決定.....	八〇八
公 告	
県政功績者.....	八〇八
特定非営利活動法人の設立の認証申請(五件).....	八〇九
一般競争入札について.....	八一
平成十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度.....	八二
開発行為に関する工事の完了について(二件).....	八二
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件).....	八三
一般競争入札について.....	八三
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	八一四

告 示

山梨県告示第六百二十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称 所 在 地

牧丘町立牧丘病院	東山梨郡牧丘町窪平三百二番地一
三富村立三富診療所	東山梨郡三富村下荻原百三十九番地
須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院	北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地
明野村国保辺見診療所	北巨摩郡明野村上手一の十二番地

山梨県告示第六百二十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
市川大門町立病院	西八代都市川大門町四百二十八番地の一
市川大門町立山保診療所	西八代都市川大門町山家六千三百六十番地一
三珠町営国民健康保険診療所	西八代郡三珠町上野二千七百三十一番地一
南部町国民健康保険診療所	南巨摩郡南部町南部八千五十番地の一

山梨県告示第六百二十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
上野原町立病院	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地
勝沼町立勝沼病院	東山梨郡勝沼町勝沼九百五十番地

塩山市国保直営大藤診療所	塩山市上粟生野十三番地一
塩山市国保直営塩山診療所	塩山市上於曾九百八十四番地の一

山梨県告示第六百二十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地二
三富診療所	山梨市三富下荻原百三十九番地
北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七百七十三番地
北杜市国保辺見診療所	北杜市明野町上手一の十二番地

山梨県告示第六百二十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
市川三郷町立病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地の一
市川三郷町立山保診療所	西八代郡市川三郷町山保六千三百六十番地一
市川三郷町営国民健康保険診療所	西八代郡市川三郷町上野二千七百三十一番地の一
南部町国民健康保険診療所	南巨摩郡南部町南部八千五十番地の一

山梨県告示第六百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
上野原市立病院	上野原市上野原三千百九十五番地
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼九百五十番地
甲州市大藤診療所	甲州市塩山上粟生野十三番地一
甲州市塩山診療所	甲州市塩山上於曾九百八十四番地の一

山梨県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南巨摩郡早川町・身延町・南部町・西八代郡市川三郷町（以上四町において次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のもとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 四 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及

び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡早川町・身延町・西八代郡市川三郷町(以上三町において次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大月市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六百三十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 漁業者の名称及び住所

河口湖漁業協同組合 南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番地

二 漁業権の免許番号

内共第十四号

三 認可に係る変更内容

1 第三条第二項中、「2」を、「2」に改める。

2 第三条第二項の表中、「レークランド」を、「寺屋敷」に、「河口湖町宝司塚」を、「小立字宝司塚」に、「河口湖町京塚」を、「小立字京塚」に、「河口湖町久保井坂下」を、「大石字久保井坂下」に、「指示して」を、「示して」に改める。

3 第三条第三項中、「3」を、「3」に改める。

4 第三条第三項の表中、「河口湖町片浜」を、「浅川字片浜」に、「河口湖町西の浦」を、「浅川字西の浦」に、「河口湖町湖辺」を、「河口字湖辺」に、「河口湖町湖中」

を「大石字湖中」に、「河口湖町桑崎」を「大石字桑崎」に、「足和田村長崎」を「長浜字長崎」に、「足和田村東八杭」を「長浜字東八杭」に、「沖合」を「沖合い」に改める。

- 5 第四条第一項中「河口湖町」を「富士河口湖町」に改める。
- 6 第四条第一項の表中遊漁料を次のように改める。

期間	遊漁料（消費税込）
一日	前売り 八百円 現場売り 千三百円

- 7 第四条第三項中「中巨摩郡敷島町牛匂五百十八番地」を「甲斐市牛匂五百十八番地の一」に改める。

- 8 別表中「勝山村」を「富士河口湖町勝山」に、「河口湖町」を「富士河口湖町」に、「足和田村」を「富士河口湖町」に、「セブンイレブン」を「セブンイレブン湖畔店」に、「長浜千二百八十一」を「長浜千三百二十一」に、「小林 禮司」を「小佐野常夫」に、「土屋 都一」を「堀内 家臣」に、「渡辺 あき」を「渡辺 章雄」に、「梶原亥之雄」を「三浦 和政」に改め、「勝山漁業生産組合」、「司食堂」及び「あけぼの荘」の項を削り、同表に次のように加える。

店名	住所	電話番号	氏名
足和田ホテル	富士河口湖町長浜 三百九十五	〇五五五 八二 一一三一一	三浦 康夫
足和田キャンプ場	富士河口湖町長浜 二千百八十三	〇五五五 七三 一一〇八四	森田 晋

- 四 変更後の遊漁規則の施行日
平成十七年十一月七日

山梨県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 島上条宮久保絵見堂線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
	新	旧		
甲斐市大字団子新居字東沢二番地先から 甲斐市大字団子新居字中原六二番の一地 先まで	一八・〇〇 一〇七・五	一八・〇〇 七一・〇	八五・〇	八五・〇

山梨県告示第六百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県管畑地帯総合整備事業山梨第二地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成十七年十二月一日 山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十七年十二月二日から平成十八年一月五日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所
- 四 異議申出期間
平成十八年一月六日から同月二十日まで

公 告

- 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づき平成十七年度県政功績者は、次のとおりである。

平成十七年十二月一日

個人
山梨県知事 山本 栄彦

功績分野	氏名	住 所
特別感謝状	紅野 敏郎	東京都小平市学園東町三丁目十四番十三号
県議会	高尾 堅一	西八代郡市川三郷町市川大門千二百六十六番地
地方自治	竹越 久高	山梨市小原西九百五十二番地の二
	横内 公明	富士吉田市下吉田六千三百番地
	渡辺 亘人	南巨摩郡鵜沢町千七百九十六番地の一
	石川 洋司	北杜市白州町白須二千四百五十四番地
	伊藤 好彦	笛吹市春日居町小松千五百五十四番地
	金井 豊彦	笛吹市境川町大黒坂千七百七十番地
	角田 義一	笛吹市八代町北千二百三十三番地
	古屋 貞次	山梨市三富下釜口四百五十六番地
	前屋 一貞	北都留郡丹波山村二千六百三十八番地
	守屋 武彦	北杜市大泉町西井出二百二十四番地
	浅川 晃晃	北杜市穂坂町三之蔵九百七十七番地
	小澤 源傳	北杜市明野町三之蔵九百六十二番地
	小泉 大輔	大月市梁川町綱の上千四百七十八番地
	佐々木 紀	南アルプス市在家塚七百二十九番地
	中嶋 政三	北杜市高根町村山西割二千四百四十九番地
	森澤 幸次	甲府市千塚四丁目二番五号
	野澤 幸次	大月市初狩町下初狩三千三百四十一番地
	山下 榮良	甲府市武田一丁目四番三十五号
	飯島 静	山梨市小原西七百七十五番地
	赤池 英利	甲府市横根町千八番地の二
	伊藤 朝光	甲府市大里町二千九百九十番地の二十四
	井上 勝次	静岡県富士宮市野中九百八番地の十八
	海野 勝利	南巨摩郡鵜沢町千七百二十三番地
	大木 志彦	中巨摩郡田富町山之神二千四十九番地二十三
	坂本 初彦	甲府市湯村二丁目五番六号
	小宮山 貞男	甲府市荒川一丁目四番十六号
	平賀 貞夫	甲府市池田二丁目四番十六号
	山田 義文	甲府市緑が丘二丁目十三番三十六号 西八代郡上九一色村精進四百七十八番地

功績分野	団体名	所 在 地
教育文化	安達 智照	北杜市高根町箕輪新町八百四十六番地
社会福祉	廣瀬 晴光	甲州市塩山上粟生野百十二番地二
保健衛生	杉山 晴弘	南巨摩郡南部町本郷四千三百二十二番地
	今井 巖	甲府市湯村二丁目十三番七号
	板屋 茂夫	大月市駒橋二丁目九番十四号
	北村 純志	南アルプス市鏡中條五百四十九番地
	霜村 陽子	笛吹市八代町永井千四百九十五番地
	田中 忠雄	東京都豊島区目白四丁目三十一番二十五号
	長久保 貞徳	富士吉田市上暮地四丁目十四番八号
	花輪 貞治	北巨摩郡小淵沢町松向八百八十九番地
	保坂 精治	南巨摩郡鵜沢町六百八十六番地
	山田 紀彦	富士吉田市下吉田八百六十九番地
	木村 定則	甲府市山宮町千五百三十番地の七
	出澤 良人	甲斐市中下条七十番地七
	前島 弘子	甲府市八代町北九百五十七番地
	小田 弘明	甲府市南口町五番二十三号
	川口 宏融	甲府市中央四丁目八番十二号
	功刀 宏融	都留市川棚六百五十八番地三
	千嶋 成宏	甲府市川田町二番地の四
	野嶋 浩子	甲府市千塚五丁目四番四十四号
	松井 紀和	甲府市大手二丁目三番二十六号
	山形 正喜	東八代郡中道町下向山三千四百二十番地の二

環境	団体名	所 在 地
	特定非営利活動法人 日本高山植物保護協会	甲府市相生二丁目一番九号

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十七年十二月一日

一 申請のあった年月日 平成十七年十月二十八日
 山梨県知事 山本 栄彦

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 循環型社会づくりを考える住まいと暮らしの会

2 代表者の氏名 細田東男

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡昭和町西条千七百番地四STKビル

4 定款に記載された目的

この法人は、住まいと暮らしの現場から、家族の絆を大切にしながら、人と地球にやさしい住まいと暮らしを通じて、地球温暖化防止と地域の資源・技術を活かした持続可能な循環型社会の実現を目指し、すべての山梨県民が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十七年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 DCT

2 代表者の氏名 野木干弘

3 主たる事務所の所在地 都留市田原二丁目十四番八号

4 定款に記載された目的

この法人は、富士山周辺地域住民及び諸団体に対して、環境の保全、情報化社会の発展、及び経済活動の活性化に関する事業を行い、環境と産業が共生する協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十七年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 農業の学校

2 代表者の氏名 田中進

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡田富町西花輪二千二百四十九番地五サンハイツ石川一〇一号室

4 定款に記載された目的

この法人は、農業を志す人すべてに対して、農業に関する相談、支援等の事業を行い、農業従事者の増加を促進し、環境への配慮、食の安全を考えながら、農業および地域の活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十七年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 福祉サービス・どう見るネット

2 代表者の氏名 望月好訓

3 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内三丁目二十一番十号

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・心身障害者（児）・児童及び関係者に対して、福祉サービスに関する調査・研究・情報提供及び支援事業を行い、地域社会・行政と連携して健全な福祉サービスの発展に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十一月五日から平成十八年一月四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十七年十一月四日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨まちづくり協議会
 - 2 代表者の氏名 平賀正
 - 3 主たる事務所の所在地 韮崎市本町二丁目十番八号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、山梨県民に対し、自然と共生する豊かな住宅環境づくりと地域に合った住宅の研究開発を行い、もって公益に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十七年十一月五日から平成十八年一月四日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
山梨県立大学飯田キャンパスCALLシステム機器等 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成十八年三月一日から平成二十三年二月二十八日まで
- 4 納入場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格

1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加

することができる者であること。

- 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- 3 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部私学文書課県立大学担当 電話〇五五 二二三 一五七〇
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十七年十二月二十日（火）までの山梨県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成十七年十二月五日（月）から同月二十日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県総務部私学文書課県立大学担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十八年一月十二日（木）午後二時 山梨県県民会館四階四〇四会議室
- 5 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十八年一月十一日（水）午後五時までに山梨県総務部私学文書課県立大学担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に到着すること。なお、書留郵便とすること。

- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）

第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否
要

5 その他

6 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured
The Computer-Aided Language Learning System at Iida Campus of Yamanashi

2 Date and time for tender
2:00PM January 12,2006

3 Bureau in charge
Prefectural University Section, Private Schools, Documents and Legislation

Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1
Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL055-223-1570

● 平成十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一九・〇一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八一・五〇ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二四・〇五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一・二・六九ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、八〇三・九八ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四六・八九ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	二・〇二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、一九六・一五ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五七五・三〇ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二〇・四〇ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一五・八二ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一七三・三六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一四四・二三ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一四・三〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七四・〇四ヘクタール

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
甲斐市西八幡字西冷間二二〇五の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野県長野市大字鶴賀緑町千四百十五番地 株式会社カクイチ 代表取締役 田中 一明

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡田富町西花輪字村前三〇一の四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡富士河口湖町勝山千六百七十四番地四 プライムガーデン河口湖A一〇五
渡邊謙一・渡邊好美

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年十二月一日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町清水新居字村中四五三の一、四五三の三及び四五三の四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
香川県高松市藤塚町一丁目十一番二十二号 株式会社穴吹工務店 代表取締役 穴吹英隆

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年十二月一日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 山本 栄彦
中巨摩郡昭和町築地新居字村前五五の四、五五の五、五五の六、五五の七、五五の

八、五五の九、五五の一〇、五五の一及び五五の二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市玉川七百八十四番地十 有限会社相原商事 代表取締役 相原春江

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
文化財用微細構造調査機器 一式
 - 2 購入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
平成十八年三月十五日
 - 4 納入場所
知事が指定する場所（山梨県笛吹市御坂町成田地内）
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第百九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十七年十二月十六日(金)までの山梨県の休日を含める(例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。))を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十七年十二月七日(水)午後四時 山梨県民情報プラザ(山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号)二階会議室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成十七年十二月十六日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成十八年一月十一日(水)午後二時 山梨県民情報プラザ(山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号)二階会議室
- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十八年一月十日(火)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)

第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要
 - 5 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Analytical Instruments for Microstructural Research Specification, 1 set
 - 2 Date and time for tender
2:00PM January 11, 2006
 - 3 Bureau in charge
Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamashashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamashashi-Ken 400-8501 JAPAN
TEL055-223-1395

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百五号

信号機の設定、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十七年十二月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

一〇八	甲府市緑が丘一丁目四番一四号先(県道甲府敷島葦崎線と市道緑が丘二号線と市道上木戸孤塚線との交差点)	塩部交番前	平七・一・三〇 告示 第四号
-----	---	-------	----------------------

一〇八	甲府市緑が丘一丁目四番一四号先(県道甲府葦崎線と市道緑が丘二号線と市道上木戸孤塚線との交差点)	社会保険事務所入口	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	---	-----------	----------------------

二〇六	甲府市千塚一丁目九番一四号先(県道甲府敷島葦崎線と市道との丁字路交差点)	山交湯村営業所前	六二・一二・二八 告示 第四四号
-----	--------------------------------------	----------	------------------------

二〇六	甲府市千塚一丁目九番一四号先(県道甲府葦崎線と市道との丁字路交差点)	千塚八幡神社東	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	------------------------------------	---------	----------------------

三六一	甲府市朝氣三丁目一番五号先(都市計画道路市道善光寺敷島線と市道との十字路交差点)	朝氣三丁目	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-----	--	-------	-----------------------

三六一	甲府市朝氣三丁目一番五号先(都市計画道路市道善光寺敷島線と市道との十字路交差点)	朝氣三丁目	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-----	--	-------	-----------------------

三六二	線と市道との十字路交差点)		
三六二	中巨摩郡玉穂町西新居一番地の八二先(町道井之口中橋線と町道三〇二三号線と町道三〇二五号線との十字路交差点)	西新居	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
三六三	中巨摩郡玉穂町中橋一、三一二番地先(県道甲府玉穂中道線と町道三〇四四号線との十字路交差点)	宮之前	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

一六七	南アルプス市落合八八五番地先(市道櫛形甲西増穂線と市道落合本線との十字路交差点)	落合駐在所西	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-----	--	--------	-----------------------

一六七	南アルプス市落合八八五番地先(市道櫛形甲西増穂線と市道落合本線との十字路交差点)	落合駐在所西	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-----	--	--------	-----------------------

一六八	南アルプス市西野一、七四八番地先(県道今諏訪北村線と市道との丁字路交差点)	白根東小通学路	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	---------------------------------------	---------	----------------------

一六九	南アルプス市和泉五九番地の一先(市道荊沢東南湖線と市道沖田滝西線との十字路交差点)	和泉橋西	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	---	------	----------------------

一七〇	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先(国道五二号甲西道路と県道南アルプス甲斐線との丁字路交差点)	野牛島北	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-----	---	------	----------------------

九三	甲斐市志田六六四番地先(国道二〇号と市道との十字路交差点)	志田	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
----	-------------------------------	----	----------------------

	<p>九三 甲斐市志田六六四番地先（国道二〇号と市道との十字路交差点）</p> <p>志田</p> <p>平成一七年六月三〇日 告示第五九号</p>	<p>九四 韮崎市穴山町三三六番地の一先（広域農道塩川土地改良区幹線道路と市道藤井五号線との十字路交差点）</p> <p>韮崎団地入口</p> <p>平成一七年二月一日 告示第一〇五号</p>	<p>六九 北巨摩郡長坂町大八田三、九五四番地先（県道長坂高根線単路）</p> <p>甲陽病院前</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>六九 北杜市長坂町大八田三、九五四番地先（県道長坂高根線単路）</p> <p>甲陽病院前</p> <p>平成一七年二月一日 告示第一〇五号</p> <p>七〇 北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五五六番地の一先（県道茅野小淵沢韮崎線と県道長沢小淵沢線との丁字路交差点）</p> <p>JA梨北小淵沢支所前</p> <p>平成一七年二月一日 告示第一〇五号</p> <p>七一 北杜市白州町鳥原二、九一三番地先（国道二〇号単路）</p> <p>白州体育館前</p> <p>平成一七年二月一日 告示第一〇五号</p>	<p>一六〇 笛吹市八代町南二一四番地三先（広域農道金川曾根線と市道八代一五八号線との十字路交差点）</p> <p>JA八代南部 共選場北</p> <p>平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号</p>
--	--	--	--	---	---

<p>一六〇 笛吹市八代町南二一四番地三先（広域農道金川曾根線と市道八代一五八号線との十字路交差点）</p> <p>JA八代南部 共選場北</p> <p>平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号</p>	<p>一六一 笛吹市一宮町竹原田一、六四〇番地先（国道一三七号と市道との十字路交差点）</p> <p>山梨園芸高校 東</p> <p>平成一七年二月一日 告示第一〇五号</p>	<p>七四 塩山市下塩後二一一番地先（県道万力小屋敷線と市道上井尻三〇号線との十字路交差点）</p> <p>合同庁舎南</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>七四 甲州市塩山下塩後二一一番地先（県道万力小屋敷線と市道上井尻三〇号線との十字路交差点）</p> <p>合同庁舎南</p> <p>平成一七年二月一日 告示第一〇五号</p> <p>七五 甲州市塩山西広門田四三三番地一先（市道下於曾四一号线単路）</p> <p>塩山市市民病院前</p> <p>平成一七年二月一日 告示第一〇五号</p>	<p>五一 都留市法能一七三番地先（市道法能宮原線と市道法能引ノ田線と市道宮原線支線二二号線との十字路交差点）</p> <p>法能自治会館 入口</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>	<p>五一 都留市法能一七三番地先（市道法能宮原線と市道法能引ノ田線と市道宮原線支線二二号線との十字路交差点）</p> <p>法能自治会館 入口</p> <p>平成一六年一〇月二五日 告示第八三号</p>
---	--	---	---	--	--

五三	都留市四日市場一九七番地の三先(県道戸沢谷村線新道と県道戸沢谷村線旧道との丁字路交差点)	瀬中入口	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
五四	南都留郡道志村九、七四五番地先(国道四一三号と村道との丁字路交差点)	道の駅どうし	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
五五	都留市桂町九二一番地の一先(国道一三九号と市道との丁字路交差点)	寶鏡寺入口	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

一五五	南都留郡忍野村忍草二〇四番地先(村道山中湖道線と村道梨ヶ原中道線と村道神鶴線との丁字路交差点)	膳棚下	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-----	---	-----	-----------------------

一五五	南都留郡忍野村忍草二〇四番地先(村道山中湖道線と村道梨ヶ原中道線と村道神鶴線との丁字路交差点)	膳棚下	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一五六	南都留郡富士河口湖町船津一、五二〇番地先(県道富士河口湖富士線と町道富士登山道線との丁字路交差点)	河口湖変電所前	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
一五七	南都留郡富士河口湖町船津三、六三二番地先(町道同士の丁字路交差点)	船津小学校入口	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

に改める。
別表第三中

六八三	市道山	山梨市上神内川一、	車両(終日)	日下	平成一六年二月
-----	-----	-----------	--------	----	---------

梨市駅前広場線	五六一番地先(山梨市駅バス乗降場北側)(二七メートル)	バスを除く。	部	二〇日 告示第一〇三号
---------	-----------------------------	--------	---	----------------

六八三	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅バス乗降場北側)(二七メートル)	車両(バスを除く。)	終日	部	日下 平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
六八四	市道緑が丘五号線	甲府市緑が丘二丁目三番二六号先から甲府市緑が丘二丁目五番一七号先まで(三〇メートル)	車両(二輪・軽車両・沿道家屋関係車両を除く。)	終日	甲府	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
六八五	その他道路	甲府市緑が丘二丁目五番二〇号先から甲府市緑が丘二丁目五番九号先(竜巻橋交差点)まで(一三〇メートル)	車両(二輪・軽車両・沿道家屋関係車両を除く。)	終日	甲府	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
六八六	市道沢沢三号線	北杜市長坂町沢沢八四九番地先(沢沢北交差点)から北杜市長坂町塚川二、八一九番地先(オオムラサキセンター駐車場)まで(二、二〇〇メートル)	大型自動車、大型特殊自動車	七時から一九時まで	長坂	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

に改める。
別表第四中

四二七	町道	中巨摩郡昭和町西条三、九七七番地先（つり具の加賀美前）から中巨摩郡昭和町西条三、九七九番地先（久保田自動車前）まで（九〇メートル）	車両 （軽車両を除く。）	車両進行 東から西 終日	南甲府	平二・四・六 告示 第一七号
-----	----	---	-----------------	--------------------	-----	----------------------

四二七	削除				南甲府	平成一七年一 二月一日 告示第一〇五号
-----	----	--	--	--	-----	---------------------------

五〇〇	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市在家塚一、五七二番地先（在家塚北交差点北方中央分離帯南端）から南アルプス市野牛島一、四一三番地先（双田橋南交差点）までの下り線（四、一二〇メートル）	車両	車両進行 南から北 へ終日	南アルプス	平成一七年一 〇月二〇日 告示第九六号
-----	-------------------------	--	----	---------------------	-------	---------------------------

五〇〇	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市在家塚一、五七二番地先（在家塚北交差点北方中央分離帯南端）から南アルプス市野牛島一、四一三番地先（双田橋南交差点）までの下り線（四、一二〇メートル）	車両	車両進行 南から北 へ終日	南アルプス	平成一七年一 〇月二〇日 告示第九六号
五〇一	町道	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五三八番地五四先から北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五三八番	車両	車両進行 南から北 へ終日	長坂	平成一七年一 二月一日 告示第一〇五号

五〇二	市道	笛吹市石和町川中島一、六〇七番地先（東文化橋北詰）から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一四先（常磐ホテル東側）まで（一〇三五メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	笛吹	平成一七年一 二月一日 告示第一〇五号
五〇三	市道	笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六九先（泉山荘東側）から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の二三先（東文化橋南詰）まで（九二五メートル）	車両	車両進行 東から西 へ終日	笛吹	平成一七年一 二月一日 告示第一〇五号
五〇四	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 鎮目オ ンラン ン折 導流部 ）	笛吹市春日居町鎮目三、七七二番一地先（左折導流部起点）から笛吹市春日居町鎮目三、六九二番地先（左折導流部終点）まで（三三三メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	日下	平成一七年一 二月一日 告示第一〇五号
五〇五	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 上り鎮 目オン ランブ ）	笛吹市春日居町鎮目三、七七二番二地先（上り鎮目オンランプ起点部）から笛吹市春日居町鎮目一、二四七番一地先（上り鎮目オンランプ終点部）まで（二〇七メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下	平成一七年一 二月一日 告示第一〇五号
五〇六	国道一	笛吹市春日居町鎮目一	車両	車両進行	日下	平成一七年一

を

四八七	市道	南アルプス市在家塚 二、四〇四番地先（ ）	北進す る車両	終日	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日
四八七	市道	南アルプス市在家塚 二、四〇四番地先（ フルーツライン立体 交差点西側）	北進す る車両	終日	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号

に改める。
別表第六中

五〇七	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 上り下 岩下オ ンラン プ）	笛吹市春日居町徳條九 三番地先（上り下岩下 オフランプ起点部）か ら笛吹市春日居町下岩 下二九九番地先（上り 下岩下オフランプ終点 部）まで（二三一メー トル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下 部	平成一七年一 二月一日 告示第一〇五 号
五〇八	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 下り下 岩下オ ンラン プ）	笛吹市春日居町下岩下 二九六番地先（下り下 岩下オフランプ起点部 ）から笛吹市春日居町 徳條一〇一番地先（下 り下岩下オフランプ終 点部）まで（二五二メ ートル）	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下 部	平成一七年一 二月一日 告示第一〇五 号

に改める。
別表第七中

四八八	町道九 一号線	中巨摩郡昭和町西条 三、九七七番地先（ つり具の加賀美前）	東進す る車両	終日	南甲府	平成一七年二 月一日 告示第一〇五号
四八九	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市野牛島 一、一二七番地先（ 野牛島北交差点）	西進す る車両	終日	南アル プス	平成一七年二 月一日 告示第一〇五号
四九〇	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 上り鎮 目オン ランプ ）	笛吹市春日居町鎮目 一、二四七番一地先 （上り鎮目オンラン プ終点部）	東進す る車両	終日	日下部	平成一七年二 月一日 告示第一〇五号
四九一	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ 下り下 岩下オ ンラン プ）	笛吹市春日居町徳條 一〇一番地先（下り 下岩下オフランプ終 点部）	西進す る車両	終日	日下部	平成一七年二 月一日 告示第一〇五号

九〇	市道山 梨市駅前 広場線	山梨市上神内川一、五 六一番地先（山梨市駅 前交差点南側）	南進す る車両 （バス を除く）	終日	日下 部	平成一六年二 月二〇日 告示第一〇三号
----	--------------------	-------------------------------------	---------------------------	----	---------	---------------------------

九〇	市道山梨市駅前広場線	山梨市上神内川一、五六一番地先(山梨市駅前交差点南側)	南進する車両(バスを除く)	終日	日下部	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
九一	町道九一号線	中巨摩郡昭和町西条三、九七七番地先(つり具の加賀美前)	東進する車両	終日	南甲府	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

に改める。
別表第十中

三、八三七	町道	中巨摩郡玉穂町西新居一番地の八二先		二	南甲府	平五・四・一五 告示第一六号
-------	----	-------------------	--	---	-----	-------------------

三、八三七	町道	中巨摩郡玉穂町西新居一番地の八二先(西新居交差点)		一	南甲府	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-------	----	---------------------------	--	---	-----	----------------------

四、四九二	県道茅野小淵沢線	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五五番地の一先		三	長坂	平一・二・一五 告示第一〇号
-------	----------	----------------------	--	---	----	-------------------

四、四九二	県道茅野小淵沢線	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五五六番地一先(JA梨北小淵沢支所前交差点)		二	長坂	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-------	----------	-------------------------------------	--	---	----	----------------------

五、〇〇九	県道戸沢谷村線	都留市四日市場一九七番地の三先		一	都留	平成一六年二月二三日 告示第一二号
五、〇一〇	県道戸沢谷村線	都留市四日市場二〇四番地先		一	都留	平成一六年二月二三日 告示第一二号

五、〇〇九	県道戸沢谷村線	都留市四日市場一九七番地三先(瀬中入口交差点)		二	都留	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
五、〇一〇	削除				都留	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

五、一五六	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先(県道南アルプス甲斐線との丁字路交差点)		三	南アルプス	平成一七年二月二〇日 告示第九六号
-------	-------------	---------------------------------------	--	---	-------	----------------------

五、一五六	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先(県道南アルプス甲斐線との丁字路交差点)		三	南アルプス	平成一七年二月二〇日 告示第九六号
五、一五七	市道荊沢東南湖線	南アルプス市和泉五九番地一先(和泉橋西交差点)		二	南アルプス	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

五、一五八	市道(石和温泉駅前区画道路)	笛吹市石和町松本一七一番地一先		一	笛吹	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-------	----------------	-----------------	--	---	----	----------------------

五、一五九	五、一六〇	五、一六一
路二号线)	山勝沼線	県道戸沢谷村線
笛吹市石和町松本一、〇六七番地二先	甲州市勝沼町菱山一、二三四番地先(黒橋東交差点)	都留市四日市場二〇四番地先(石運橋西詰交差点)
一	二	一
笛吹	塩山	都留
平成一七年二月一日 告示第一〇五号	平成一七年二月一日 告示第一〇五号	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

に改める。
別表第十四中

一、六	一、六
国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)	国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)
甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)から東山梨郡春日居町鎮目二、八〇一番の一地先(鎮目ランプとの分岐点)までの両側	甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)から東山梨郡春日居町鎮目二、八〇一番の一地先(鎮目ランプとの分岐点)までの両側
一、九七〇	一、九七〇
自動車	自動車
六〇時、ただ、異常気象の時	六〇時、ただ、異常気象の時
甲府 平成一六年六月二日 告示第四号	甲府 平成一六年六月二日 告示第四号

一、六	一、六
国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)	国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)
甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)から笛吹市春	甲府市桜井町一、〇六二番の一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)から笛吹市春
三、二二〇	三、二二〇
自動車	自動車
六〇時、ただ、異常気象の時	六〇時、ただ、異常気象の時
甲府 平成一七年二月一日 告示第一〇五号	甲府 平成一七年二月一日 告示第一〇五号

一、六	一、六
国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)	国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)
日居町下岩下三〇三番一地先(下岩下ランプとの分岐点)までの両側	日居町下岩下三〇三番一地先(下岩下ランプとの分岐点)までの両側
一、三三〇	一、三三〇
笛吹	笛吹
平成一七年一月一日 告示第九号	平成一七年一月一日 告示第九号

一、六	一、六
国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)	国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)
笛吹市石和町川中島一〇番地の四先(石和温泉郷東入口交差点)から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六五先までの両側	笛吹市石和町川中島一〇番地の四先(石和温泉郷東入口交差点)から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六五先までの両側
一、三三〇	一、三三〇
笛吹	笛吹
平成一七年一月一日 告示第九号	平成一七年一月一日 告示第九号

一、六	一、六
国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)	国道一四〇号(西関東連絡自動車専用道路区間)
笛吹市石和町川中島一〇番地の四先(石和温泉郷東入口交差点)から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六五先までの両側	笛吹市石和町川中島一〇番地の四先(石和温泉郷東入口交差点)から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六五先までの両側
一、三三〇	一、三三〇
笛吹	笛吹
平成一七年一月一日 告示第九号	平成一七年一月一日 告示第九号

一、六 三七	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オンラ ンプ)	笛吹市春日居町下 岩下二九六番地先 (下り下岩下オン ランプ起点部)か ら笛吹市春日居町 徳條一〇一番地先 (上り下岩下オン ランプ終点部)ま で	二五二	自動車	四〇	部下	平成一七 年一二月 一日 告示第一 〇五号
一、六 三六	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンプ)	笛吹市春日居町徳 條九三番地先(上 り下岩下オフラ ンプ起点部)から笛 吹市春日居町下岩 下二九九番地先(上 り下岩下オフラ ンプ終点部)まで	二三一	自動車	四〇	部下	平成一七 年一二月 一日 告示第一 〇五号
一、六 三五	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンプ)	笛吹市春日居町鎮 目一、二四一番地 先(下り鎮目オフ ランプ起点部)か ら笛吹市春日居町 鎮目一、三二一番 地先(下り鎮目 オフランプ終点部)まで	三二六	自動車	四〇	部下	平成一七 年一二月 一日 告示第一 〇五号
一、六 三四	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オンラ ンプ)	笛吹市春日居町鎮 目三、七七一番二 八地先(上り鎮目 オンランプ起点部)から笛吹市春日 居町鎮目一、二四 七番一地先(上り 鎮目オンランプ終 点部)まで	二〇七	自動車	四〇	部下	平成一七 年一二月 一日 告示第一 〇五号

二、八四二	削除	笛吹	平成一七年二 月一日 告示第一〇五号
二、八四二	町道 六六号 線	東八代郡石和町川中島一、六〇 七番地の一六五先	石和 五三・二・六 五号
四四五	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 本線)	甲府市桜井町一、〇 六二番一三三二地先(大蔵 経寺山トンネル 甲府市側出入口上下 線の分岐点)から笛 吹市春日居町下岩下 三〇三番一地先(下 岩下ランプとの分岐 点)までの両側	三、二二〇 ・五 車両 終日 甲府 平成一七 年一二月 一日 告示第一 〇五号
四四五	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路)	甲府市桜井町一、〇 六二番の一三三二地先 (大蔵経寺山トンネ ル甲府市側出入口上 下線の分岐点)から 笛吹市春日居町鎮目 二、八〇一番の一地 先(鎮目ランプとの 分岐点)までの両側	一、九七〇 ・五 車両 終日 甲府 平成一六 年一〇月 二五日 告示第八 三号

四、一九七	四、一九八
県道 河口湖 富士線	町道 富士登 山道
南都留郡河口湖町船津三、四三 四番地の一先河口湖カントリー 西	南都留郡河口湖町船津一、五二 一番地先変電所東
富士吉田	富士吉田
五五・八・一一 三五号	五五・八・一一 三五号

四、一九七	四、一九八
削除	削除
富士吉田	富士吉田
平成一七年二 月一日 告示第一〇五号	平成一七年二 月一日 告示第一〇五号

四、七二二	四、七二二
県道	町道
南都留郡河口湖町船津一、五一 四番地先（県道と町道の交わる 交差点）	南都留郡河口湖町船津九九三番 地の一先（県道と町道の交わる 交差点）
富士吉田	富士吉田
五六・六・一〇 三五号	五六・六・一〇 三五号

四、七二二	四、七二二
削除	削除
富士吉田	富士吉田
平成一七年二 月一日 告示第一〇五号	平成一七年二 月一日 告示第一〇五号

五、八四〇	五、八四一
町道	町道
東山梨郡勝沼町菱山一一九二番 地先	東山梨郡勝沼町菱山二二三七番 地先
塩山	塩山
五八・六・一七 三七号	五八・六・一七 三七号

五、八四〇	五、八四一
削除	削除
塩山	塩山
平成一七年二 月一日 告示第一〇五号	平成一七年二 月一日 告示第一〇五号

八、一〇八
町道
東八代郡石和町川中島一、六〇 七番地の一一九先（石和温泉管 理事務所南側）
石和
平三・一・一七 一号

八、一〇八
削除
笛吹
平成一七年二 月一日 告示第一〇五号

八、三六三	八、三六四
市道 穴山二 号線	市道 穴山二 号線
葦崎市中田町小田川三七五番地 先（幹線一号线との交差点「西 進する車両」）	葦崎市中田町小田川五九二番地 先（幹線一号线との交差点「東 進する車両」）
葦崎	葦崎
平五・五・一三 告示 第一〇号	平五・五・一三 告示 第一〇号

八、三六三	削除		葑崎	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
八、三六四	削除		葑崎	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

九、六七二	県道 茅野小 淵沢 葑崎線	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五 五五番地の一先（西進車両）	長坂	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-------	------------------------	---------------------------------	----	----------------------

九、六七二	削除		長坂	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-------	----	--	----	----------------------

九、八七二	村道	南都留郡道志村九、八二六番地の 一先 （道の駅入口交差点南側・北進 車両）	都留	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-------	----	--	----	----------------------

九、八七二	削除		都留	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
-------	----	--	----	----------------------

一〇、四五八	町道沖 田滝西 線	中巨摩郡甲西町戸田九五番地一 先（南進車両）	小笠原	平成一四年九月 一九日 告示第五二号
--------	-----------------	---------------------------	-----	--------------------------

一〇、四五九	町道沖 田滝西 線	中巨摩郡甲西町和泉五九番地一 先（北進車両）	小笠原	平成一四年九月 一九日 告示第五二号
--------	-----------------	---------------------------	-----	--------------------------

一〇、四五八	削除		南アル プス	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
一〇、四五九	削除		南アル プス	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

一〇、六九四	県道戸 沢谷村 線	都留市四日市場一九七番地三先 （東進車両）	都留	平成一五年二月一日 告示第八八号
--------	-----------------	--------------------------	----	---------------------

一〇、六九四	削除		都留	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
--------	----	--	----	----------------------

一〇、九八三	県道南 アルプ ス甲斐 線	南アルプス市野牛島一、〇九八 番地先（北進し上り線と交差す る車両）	南アル プス	平成一七年二月一日 告示第九六号
--------	------------------------	--	-----------	---------------------

一〇、九八四	県道南 アルプ ス甲斐 線	南アルプス市野牛島一、〇九八 番地先（南進し上り線と交差す る車両）	南アル プス	平成一七年二月一日 告示第九六号
--------	------------------------	--	-----------	---------------------

一〇、九八五	国道五	南アルプス市野牛島一、〇九八	南アル	平成一七年二月一日 告示第九六号
--------	-----	----------------	-----	---------------------

二〇、九八三	削除	南アル プス	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
二〇、九八四	削除	南アル プス	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
一〇、九八五	削除	南アル プス	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号

二〇、九八三	削除	南アル プス	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
二〇、九八四	削除	南アル プス	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
一〇、九八五	削除	南アル プス	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号

一一、〇三三	市道	笛吹市一宮町国分七九一番地一先(塩田橋南詰交差点・東進車両)	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
--------	----	--------------------------------	----	-----------------------

一一、〇三三	市道	笛吹市一宮町国分七九一番地一先(塩田橋南詰交差点・東進車両)	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇三四	市道	甲斐市下今井一、一一〇番地先(双田橋北側十字路交差点・東進車両)	葎崎	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
一一、〇三五	市道	甲斐市下今井一、二六六番地先(双田橋北側十字路交差点・西進車両)	葎崎	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
一一、〇三六	市道	山梨市万力一、三五六番地の一先(南進車両)	日下部	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号

一一、〇三七	市道	山梨市万力一、三一一番地の一先(北進車両)	日下部	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
--------	----	-----------------------	-----	-----------------------

一一、〇三八	市道 倉線	富士吉田市新倉一、九四二番地の一先(富士河口湖高校北側交差点・西進車両)	富士吉田	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
--------	----------	--------------------------------------	------	-----------------------

一一、〇三九	市道	笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一先(ホテルきぬ川南側・南進車両)	笛吹	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
--------	----	------------------------------------	----	-----------------------

一一、〇四〇	市道	笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一先(泉山荘西側・北進車両)	笛吹	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
--------	----	---------------------------------	----	-----------------------

一一、〇四一	市道 (石和温泉駅前区画道路二線)	笛吹市石和町松本一七一番地一先(北進車両)	笛吹	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
--------	----------------------	-----------------------	----	-----------------------

一一、〇四二	市道 (西関東連絡道路・東進車両)	笛吹市春日居町鎮目一、三二二番地一先(下り鎮目オフランプ終点部・西進車両)	日下部	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
--------	----------------------	---------------------------------------	-----	-----------------------

一一、〇四三	市道 (西関東連絡道路・東進車両)	笛吹市春日居町下岩下二九九番地一先(上り下岩下オフランプ終点部・東進車両)	日下部	平成一七年一二月一日 告示第一〇五号
--------	----------------------	---------------------------------------	-----	-----------------------

一一、〇四四	国道一四〇号(西関東連絡道路・上り鎮目オンランプへの左折導流部道路)	笛吹市春日居町鎮目三、六九二番地先(上り鎮目オンランプへの左折導流部道路・南進車両)	日下部	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
一一、〇四五	市道	甲州市勝沼町菱山九七四番地先(南進車両)	塩山	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
一一、〇四六	市道	甲州市勝沼町菱山一、〇八〇番地先(北進車両)	塩山	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
一一、〇四七	村道四七号線	南都留郡山中湖村山中三五六番地二先(村道三三三号線との交差点・西進車両)	富士吉田	平成一七年二月一日 告示第一〇五号
一一、〇四八	村道四七号線	南都留郡山中湖村山中三五三番地二先(村道三四号線との交差点・東進車両)	富士吉田	平成一七年二月一日 告示第一〇五号

に改める。